

厚生労働省委託

東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る

建設需要に対応した労働災害防止対策事業

建設現場における新規入場者に対する 教育テキスト

建設業労働災害防止協会

目次

I. 新規入場者教育の基本的事項	1
II. 墜落災害防止のポイント	10
III. 転倒災害防止のポイント	14
IV. 不安全行動防止のポイント	16
V. 熱中症への対処のポイント	20
VI. 交通災害防止のポイント	22
VII. 日々の健康管理のポイント	24
VIII. メンタルヘルス管理のポイント	26

(注)このテキストの「安全帯」は、
改正労働安全衛生法令の「墜落
制止用器具」である。

1. 新規入場者教育の基本的事項

現場の施工環境には様々な制約条件があり、新規入場者教育については、個々の現場でそのような条件に適合した教育を行う必要があります。

ここでは、既存工場内における別途工場の追加新築工事を事例として、新規入場者教育の標準的な事項の具体例を判りやすく示しました。なお、新規入場者教育の時間は15分程度を想定しています。

1. 所長方針

元請の現場所長の方針、重点実施事項等を記載する。
なお、方針には安全に関する方針を盛り込むこと。

2. 工事概要

工事名称、工期、建物の構造、発注者、設計者、施工者名を記載する。

3. 施工管理体制

元請の工事事務所の組織や安全衛生管理体制等を記載する。

4. 現場配置図

施工現場の平面図に施工範囲、出入り口、工事事務所までの決められた通勤通路、休憩所、トイレ、喫煙場所等を図示する。

5. 車両・通勤・交通

現場の始業時刻、工事車両（通勤車両、資機材搬入車両等）の敷地外駐車場から現場への入場ルート、現場内の工事用駐車場の位置、守衛が不在の場合の現場入退場の方法、現場内の制限速度、高さ制限等の車両走行時の現場ルール等を記載する。

6. 基本事項

朝礼、TBM、KY活動への参加、保護具の着用、有資格者の配置、持ち込み機械の点検や許可ルール、必要となる養生措置、火災や事故発生時の報告等、工事施工の前提となる基本的な事項を記載する。

7. 現場の独自ルール

現場の施工環境、近隣協定等で遵守しなければならない現場特有のルールや所長方針等で取り決めているルールについて記載する。

8. 品質・環境・その他

品質管理のための施工要領書や作業手順の遵守、施工出来ない場合の元請社員との協議、清掃と整理整頓の実施、産業廃棄物の分別と指定場所への廃棄、煙草の吸殻の始末等を記載する。

9. 職長の皆さんへ

職長会活動、作業間連絡調整会議への積極的な参加、KY用紙・作業安全指示書の記入、作業終了時の報告など職長の遵守すべき事項を記入する。

〇〇工事新築工事新規入場者教育資料記載例

所長方針

『全員の知恵と工夫を結集し、高品質の建物を無事故無災害で完成させる』

【安全方針】

- ・一声かけ、K Y活動、指差呼称を実施する。
- ・段取りよくきれいで働きやすい安全な現場を実現させる。
- 1. 事前検討による災害の予防と対策
- 2. 安全点検による危険な設備と不安全行動の排除
- 3. 整理・整頓・清掃の実施
- 4. 朝礼、K Y活動の活性化により、不安全行動の未然防止を図る。
- 5. 職長会活動の活性化

工事概要

工事名称：〇〇工事新築工事

工 期：2018年9月1日～2020年3月31日

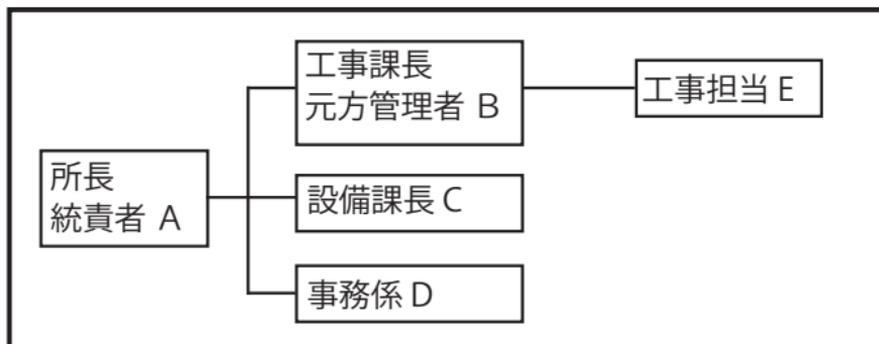
構 造：S造

発注者：〇〇工業株式会社

設計者：株式会社〇〇設計

施工者：〇〇建設株式会社

施工管理体制



現場配置図

現場配置図又は総合計画図により出入り口、通勤ルート、現場施設等を図示する。

車両・通勤・交通

(体操・朝礼)

- ・ 8：00開始。朝礼終了後、新規入場者教育を実施。
- ・ ○○工業の敷地内では、一般車両は入場できません。

(車両の乗り入れ)

- ・ 通勤車両でセダン系は場外の工事関係者用駐車場へ、ワゴン・バン系は北門から入場（運転手1名のみ）すること。
- ・ トラック等資材搬入車両は、北門から入場すること。

(工事事務所へのルート)

- ・ 正面入口から工事事務所までは、指定された通路を使用すること。

(敷地外工事用駐車場)

- ・ 一般の通勤車両は、「別図」の場外工事用駐車場に駐車し、徒歩にて正面入口から入場すること。

(守衛が不在のときの入退場)

- ・ インターホンにて呼び出しの上、ゲートの開閉をしてもらうこと。
- ・ 正面入口の「来客用・社員用駐車場」に無断駐車しないこと。

(制限速度等)

- ・ 場内の制限速度は20 km/h、高さ制限は3.8 mです。
- ・ 場内の車両走行時の喫煙・携帯電話の使用は禁止です。

基本事項

- ・朝礼には必ず出席すること。
- ・ヘルメット、安全帯、安全靴は必ず着用し、保護メガネ、防じんマスク、手袋等は、必要な作業では着用すること。
- ・場内は禁食・禁煙です。休憩所内のみとしてください。
- ・KY活動を必ず実施し、作業場所・作業内容・作業分担・指示系統を明確にしてください。
- ・資格が必要な作業は有資格者が行うこと。資格者証は必ず携帯してください。
- ・持込機械や工具類は届け出て許可証のシールを貼付し、始業前点検を確実に実施してください。
- ・18時以降の残業は事前に元請社員に連絡願います。
- ・作業に必要な養生は確実にお願いします。（開口部・火花・風散養生等）特に、東側の配管ラック部に養生がありますが、火花・資材の落下がないよう各自が別途に養生願います。
- ・安全施設の勝手な撤去、改造等は絶対にしない。やらざるをえない場合は事前に元請社員に連絡すること。
- ・敷地外の作業は許可なく勝手に行わないこと。（特に火気・電動工具の使用は要注意！）
- ・万が一事故が発生した場合は、速やかに元請社員に報告すること。
- ・作業終了時の片付けを徹底願います。

現場の独自ルール

- ・ 2芯の電動工具は使用禁止です。3芯（2芯+アース）又は2重絶縁のものを使用してください。
- ・ 脚立は使用禁止です。立ち馬等で作業できない場合は、元請社員に相談してください。
- ・ 4分未満の玉掛けワイヤーは使用禁止です。
- ・ 重機の付近では「グーパー運動」を行ってください。
- ・ 火気使用のときは「火気使用届」を提出し、作業終了後の消火を必ず確認願います。
- ・ 移動式クレーンの使用については、定格加重の80%で計画願います。

品質・環境・その他

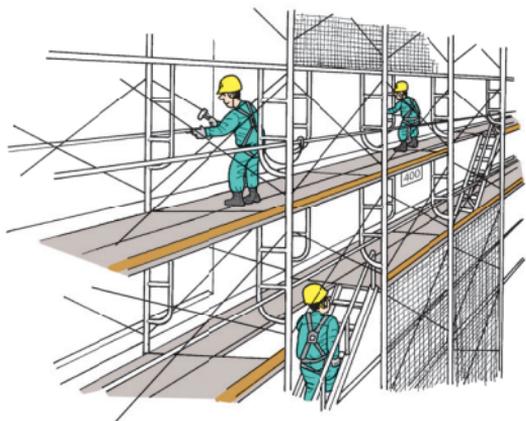
- ・「施工要領書」「作業手順書」を必ず確認して作業してください。
- ・この現場は既存工場の敷地内での工事です。整理整頓と清掃について、特に徹底願います。
- ・施工に当たって、施工計画又は図面どおりに施工できない部分については、元請社員と協議の上施工してください。自分たちの判断のみで進めることのないようお願いします。
- ・産業廃棄物の分別を徹底し、指定場所に廃棄するようお願いします。産業廃棄物の持ち帰りは「法違反」です。
- ・地球環境のため、車両の「アイドリングストップ」をお願いします。
- ・現場の休憩所・トイレ等はきれいにしましょう！
- ・タバコの吸殻は、現場に出る前に吸殻バケツに入れてください。

職長のみなさんへ

- ・ 職長会活動に参加してください。
- ・ 安全衛生責任者は13時からの「作業間連絡調整会議」に必ず出席してください。
- ・ 「KY用紙」「作業安全指示書」には、必要事項を記入し、作業終了時に工事事務所に必ず提出してください。
- ・ 作業終了時には、事務所に備え付けてある「作業終了報告書」に記入願います。
- ・ 現場は皆さんが主役です。お互いにコミュニケーションを図り、快適な職場環境により高品質な建物を無事故でつくりあげましょう！

II. 墜落災害防止のポイント

1. 足場上での作業



【実施事項】

- ①足場上は整理整頓。
- ②作業の必要上交さ筋かい、さん等を外したときは、安全帯を使用し、作業終了後に直ちに復旧。
- ③許可された以外は、交さ筋かい等の取り外しを禁止。
- ④作業開始前に、手すり、さん、幅木等の取り外し、脱落の有無について点検。異常がある場合は直ちに補修。
- ⑤足場と躯体のすき間は、墜落の危険がある場合は安全ネット等で養生。
- ⑥足場の組立て、解体等の作業は、作業開始前に足場各部の状態を点検。異常がある場合には、直ちに補修。
- ⑦昇降設備を設置し必ず使用。
- ⑧最大積載荷重を表示し遵守。

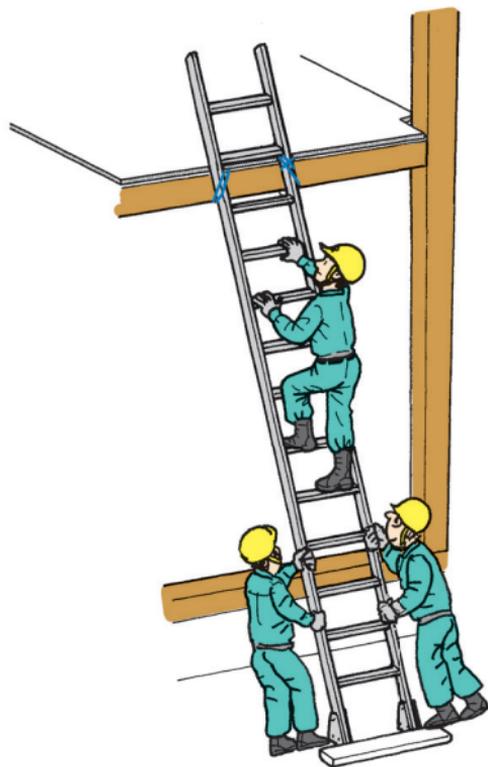
2. 脚立足場での作業

- ①天板上での作業禁止。
- ②足場板は三点支持で、ゴムバンドで固定。
- ③開き止めを確実に開く。



- ④水平で安定した場所に設置。
- ⑤可搬式作業台を使用。

3. はしごの作業

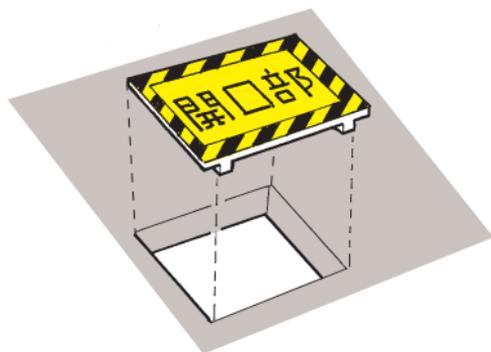


- ①はしごの上端を床から60cm以上突出。
- ②物を持つての昇降禁止。
- ③すべり止めをする。
- ④はしごの上での作業禁止。
- ⑤はしごは、固定（転位防止）。

4. 開口部での作業



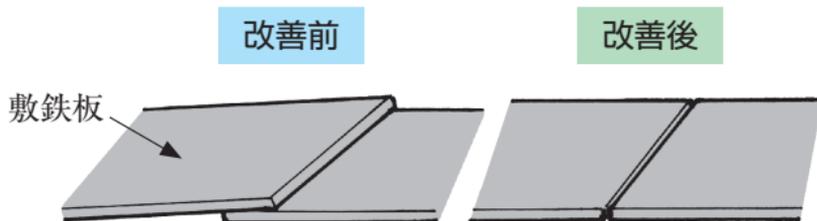
- ① 周辺の整理整頓。
- ② 開口部の周りの照明は明るく。
- ③ 手すりを外した時は、作業終了後直ちに復旧。
- ④ 開口部周りでの脚立は、使用禁止。
- ⑤ 高さ 85cm 以上の手すり、中さん等の設置。
- ⑥ 開口部にふたを設ける場合は、さん木等で滑り止めを付け、「ふた」に開口部注意の表示。



III. 転倒災害防止のポイント

1. 作業場所等への対策

- ① 作業通路等の段差や凹凸をなくす。



- ② 整理・整頓・清掃を徹底する。



- ③ 暗い場所や夜間では、照明を確保する。

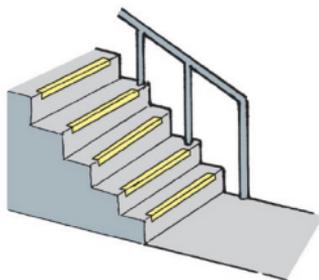


④ 雨・雪への対応

雨によるぬかるみや降雪では、排水・マット敷き等による滑り防止、除雪等により安全通路を確保する。



⑤ 手すり、すべり止めを設置する。

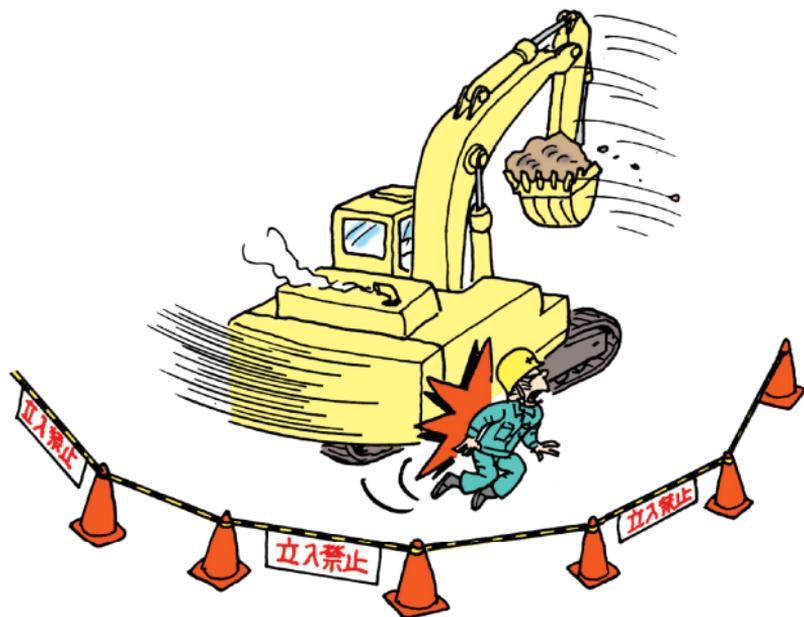


⑥ 危険箇所や現場で定めた安全通路などがわかるように標示を行う。



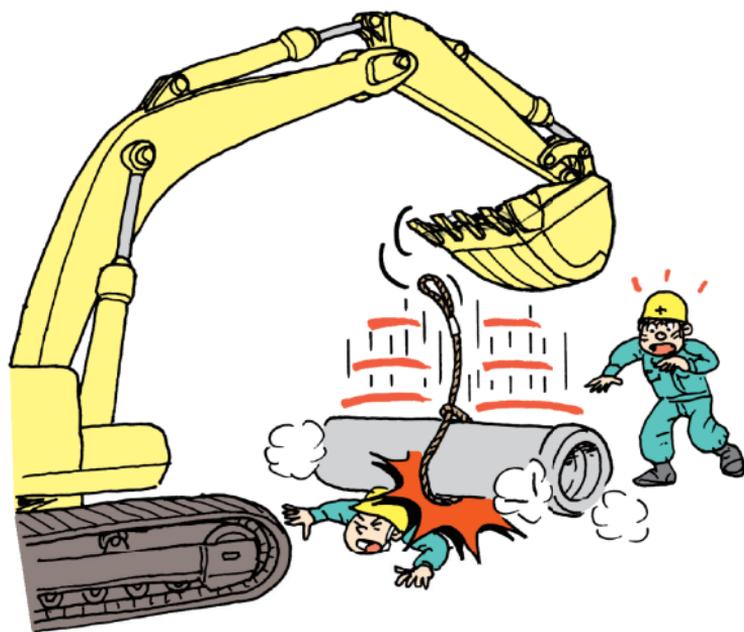
IV. 不安全行動防止のポイント

1. 知らない、経験不足



現場経験が少ない等の“未経験”や“不慣れ”な作業者が、現場の状況が分らずに立入禁止区域内に入り、バックホウ（ドラグ・ショベル）に激突された。

2. これくらい大丈夫、平気だ



「1回だけだから」等の“危険軽視”や“慣れ”により、バックホウ（ドラグ・ショベル）のバケットの“つめ”に玉掛けワイヤを掛けてヒューム管をつり降ろそうとして（用途外使用）、玉掛けワイヤが外れて作業者に激突した。

3. 面倒くさい、じゃま



安全な通路を使わずに、危険なところを近道として
しまう“近道行動”や“省略行動”を行う。

4. あわてる



仮置きした型枠材が倒れそうになり、あわてて（パニック）とっさに重量のある型枠材を押さえようとして下敷きになった。

V. 熱中症への対処のポイント

1. 熱中症の発生と救急措置

救急車到着までに時間がかかる場合等 ①～③

熱中症発生!



涼しい場所へ運ぶ。

①



服・靴を脱がせ、体を冷やす。



医療機関へ搬送する。

②

冷やしましょう



氷やアイスパックで、首、腋の下、ももの付け根などを冷やす。

作業中の予防対策



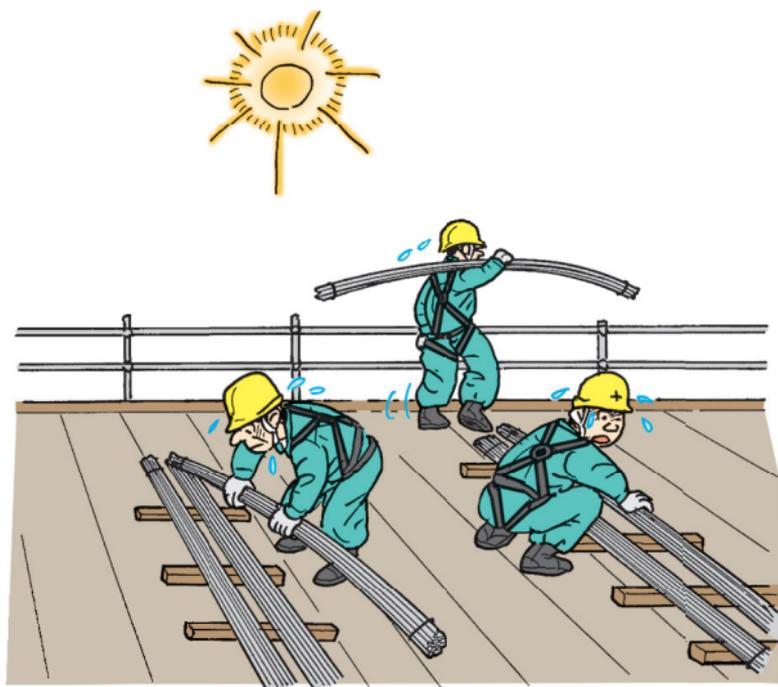
スポーツ飲料などで水分、塩分をとる。

③



足を高めに上げて寝かせ、手足の先から中心部に向けてマッサージする。

2. 熱中症になったら



熱中症は、たいしたことがないと思われても、症状が急変して重症化することがある。

致命率も高いことから、素人判断はせずに、速やかに救急車を呼び病院に搬送することを、普段から全作業者に周知しておく。

VI. 交通災害防止のポイント

1. スリップに注意

建設現場と事務所間の往復での交通労働災害の死亡者（平成24～26年）のうち、34%がスリップ事故である。



スリップ事故は、11月～2月は雪等の凍結、6月～9月は雨の路面の濡れによるものが多い。

- ① 急発進、急ハンドル、急ブレーキをしない。
- ② 雨の降り始めの舗装道路は、滑りやすい。
- ③ 雪道では、タイヤチェーンやスタッドレスタイヤを装着する。

2. 睡眠をとる

居眠り運転による死亡災害は、早朝だけでなく、午後1時台でも発生している。



- ① 運転日前日には、十分な睡眠時間を確保する。
- ② 睡眠時無呼吸症候群等の場合は、適切な治療をする。
- ③ 夜勤明けの午前3時、4時、5時は、要注意の時間帯である。
- ④ 点呼等により睡眠不足が著しい者は、運転業務につかせない。

VII. 日々の健康管理のポイント

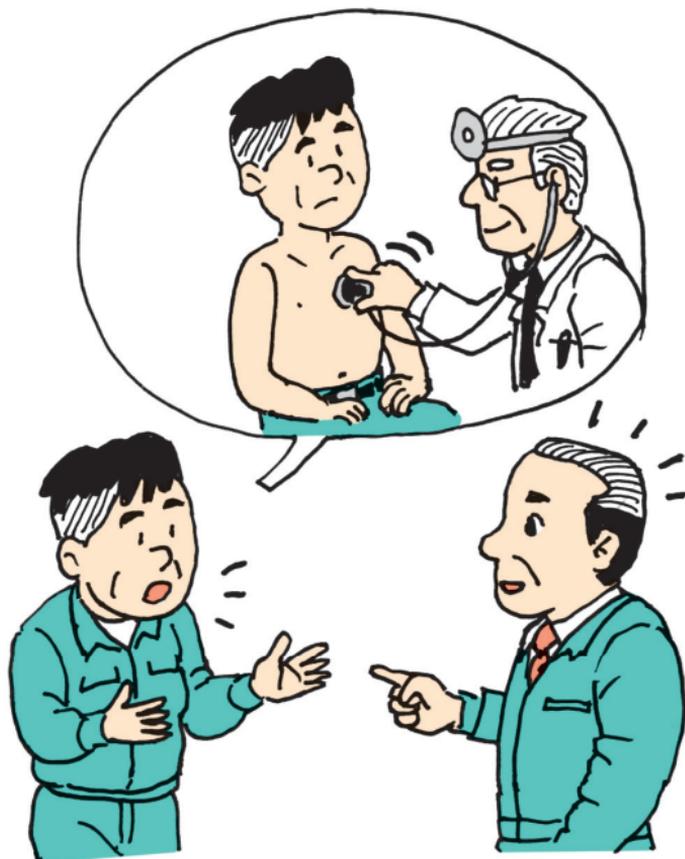
1. 健康診断は、すすんで受けよう！



「健康診断」を受けるメリット

- ①自分の今の健康状態を知ることができます。
- ②定期的に検診を受けることで病気の目を摘むことができます。

2. 体に異常があるときは、すぐに手当を！



体調がすぐれない時は、

- ①職長等の上司に報告し、相談しましょう。
- ②自分だけで判断して悩まないことです。
- ③できるだけ早く医療機関でみてもらいましょう。

VIII. メンタルヘルス管理のポイント

1. ストレスチェック

心の健康づくりで、ストレスに対処するには、自らのストレスに“気づく”ことが必要です。

自らのストレスの状況を“気づく”ために行われる「ストレスチェック」は、“問診票”の質問事項への回答結果から、その人のストレスの程度等を判定するものです。

ストレスチェック票（例示）

	そ う だ	ま あ そ う だ	や あ ち う が う	ち が う
1 仕事の内容は自分にあっている	1	2	3	4
2 私の職場の雰囲気は友好的である	1	2	3	4
3 元気がいっぱいだ	1	2	3	4
4 ひどく疲れた	1	2	3	4
5				
.				

(注) 厚生労働省が示している標準の「ストレスチェック票」の質問項目は、57項目あります。

2. 心の健康相談

仕事や日々の生活では、強い不安、悩み、ストレスを感じることがあります。

働く方々、その家族などを対象に、心の悩み、人間関係の悩み、仕事の悩みなどの相談に対応してくれる無料の相談電話「こころの耳電話相談」を厚生労働省が開設しています。



働く人の「こころの耳電話相談」

専用ダイヤル 0120 - 565 - 455 (無料)

受付日時 月・火 17:00 ~ 22:00

土・日 10:00 ~ 16:00

(祝日、年末年始を除く)

SNS相談、メール相談もあります

建設現場における新規入場者に対する教育テキスト

第 二 版 令和 3 年 11 月 発行
編集・発行 建設業労働災害防止協会
 〒 108-0014 東京都港区芝 5-35-2
 TEL : 03-3453-8201
 <https://www.kensaibou.or.jp/>
お問合せ先 事業部 委託事業本部
 〒 108-0073 東京都港区三田 3-11-36 三田日東ダイビル 8 階
 TEL : 03-3453-0978 FAX : 03-5476-8362

不許複製

